

第15回全日本障がい者空手道競技大会実施要項

公益財団法人 全日本空手道連盟

1. 大会名 第15回全日本障がい者空手道競技大会
2. 主催 公益財団法人 全日本空手道連盟
3. 後援 (予定) スポーツ庁、厚生労働省、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本オリンピック委員会、(公財)日本武道館、日本武道協議会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、読売新聞社、(公財)笹川スポーツ財団、(公財)ブルーシー・アンド・グリーンランド財団、東京都、(公財)東京都体育協会
4. 日時 令和元年9月28日(土)

選手・役員集合	9:00
審判会議	9:15
監督会議	9:30
開会式	10:00～10:30
基本錬成	10:30～11:00
競技開始	11:00～15:00
閉会式	15:00～15:30
5. 場所 東京武道館
〒120-0005 東京都足立区綾瀬3-20-1
電話 03-5697-2111
6. 種目
 - (1) 形競技 男子・女子個人戦

第1部-1類	身体障がい部門(肢体不自由)	上肢障がい
第1部-2類	身体障がい部門(肢体不自由)	上下肢・体幹障がい
第1部-3類	身体障がい部門(車椅子部門)	
第1部-4類	身体障がい部門(視覚障がい)	
第1部-5類	身体障がい部門(聴覚障がい)	
第2部-6類	知的障がい部門	
 - (2) 組手競技 男子・女子個人戦

第1部-1類	身体障がい部門(肢体不自由)	上肢障がい
第1部-2類	身体障がい部門(肢体不自由)	上下肢・体幹障がい
第1部-3類	身体障がい部門(車椅子部門)	
第1部-4類	身体障がい部門(視覚障がい)	
第1部-5類	身体障がい部門(聴覚障がい)	
第2部-6類	知的障がい部門	

<注> 各種目のクラス分けについて（細かい区分については別紙参照）

①障がいを各部に分けた上で、障がい部位、障がい等級により細分し、それぞれのクラスで男女別・年齢別に分けて実施する。なお、申込者数によってグループ分けを調整する場合がある。

②年齢（4月1日現在）は次の区分に分けて競技するものとする。

1. 10～12歳 2. 13歳～15歳 3. 16歳～20歳 4. 21歳～39歳
5. 40歳～65歳

※なお、形競技については出場年齢区分の上限を設けないこととする。

③障がい複数あり、それぞれの部門・区分で出場が可能である場合でも、参加できるのは、一つの障がい区分のみとするので、複数の部門・区分にまたがったの申し込みは認めない。

④申し込み後に部門・区分を変えての参加は認めない。

⑤組手競技第2部については、出場申込みがあっても障がいの程度により出場できない場合がある。

(3) 基本錬成

男子・女子 自由参加

7. 競技規定

(1) 競技は、(公財)全日本空手道連盟競技規定に準拠して行う。

(2) 形競技個人戦

ア. トーナメント方式で1名ずつ行う。

イ. 3位決定戦は行わない。

ウ. 勝敗は審判員5名の赤・青旗の多数決により決定する。

ただし、必要に応じ、審判員が協議して決定する場合もある。

エ. 形は自由選択とする。

また、各自の身体機能を考慮し、創意工夫により形の内容を適宜改変することを認める（必ずしも規定の形どおりでなくともよい）。

オ. 初戦から決勝まで同じ形を繰り返し演武できる。

※66歳以上の出場者は40～65歳のクラスにて競技を行う場合があることを予め了承すること。

(3) 組手競技個人戦

ア. トーナメント方式で行う。

イ. 3位決定戦は行わない。

ウ. 競技時間は2分間フルタイムとする。

エ. 勝敗は、競技時間内に6ポイント差が生じた時点又は競技終了時点で、得点の多い選手を勝ちとする。同点の場合は、審判員5名の旗判定により勝者を決定する。

(4) 安全具

ア. 組手全種目の競技において、全空連検定拳サポーター、同メンホー及びボディプロテクター、全空連またはWKF検定のインステップガード、シンガードを着装すること。また、男子選手（車椅子使用の競技を除く）は、ファウルカップを必ず着装すること。

イ. 安全具は各自において用意し、安全具着装のない選手は参加できないので、充分注意すること。

(5) 服 装

ア. 監督・コーチ等

- ①白の空手衣を着用すること。但し、介助者はこの限りでない。
- ②監督・コーチ・介助者は、IDカードを明示すること（IDカードは、大会当日の監督会議又は選手受付時に交付する）。

イ. 選 手

- ①競技規定に沿った白の空手衣を着用すること。
- ②胸マークは自由とする。
- ③金属類のヘアーバンド等の着装は認めない。
- ④形競技での補装具の装着を認める。
- ⑤組手競技での補装具は、事前に障がい区分別に安全を確認されたものについてのみ、その装着を認める。

8. 表 彰

形・組手ベスト8以上進出選手を以下の通り表彰する。

- (1) 種目別、同一区分毎に第1位、第2位、第3位（2名）、第5位（4名）の選手にメダルを授与する。
- (2) 表彰は区分ごとに競技終了後順次行う。
- (3) 参加者全員に参加賞を授与する。

9. 審 判

- (1) 大会審判団は、(公財)全日本空手道連盟公認審判員から編成する。
- (2) 上記審判員は、全空連公認地区又は全国形・組手審判員の有資格者から選任するものとする。

10. 出場資格

(1) 選手

- ア. 平成31年4月1日現在、10歳以上の身体障がい者及び知的障がい者（平成21年4月1日以前に生まれた者）とする。
- イ. 身体障がい者は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規程により、身体障害手帳の交付を受けた者。
- ウ. 知的障がい者は厚生事務次官（昭和48年9月27日厚生省児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。
- エ. 各都道府県連盟が認定した者であること。
- オ. (公財)全日本空手道連盟会員であること。

※前回大会から、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者）は参加対象から除く。

※今回大会から、平成31年4月1日現在で10歳未満の者はいかなる場合も出場を認めない。

(2) 監督・コーチ（各1名）

- ア. (公財)全日本空手道連盟会員であること。
- イ. 公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ1（旧 指導員）以上、又は都道府県審判員以上の資格を有する者。また、「JKF 会員マイページ」に登録していること。
- ウ. 上記イ. の資格を有してない場合は、介助者であれば監督・コーチを代行することができる（ただし事前に全空連に申し出る義務を有する）。

(3) 介助者

選手の出場に際して、介助者を伴うことを認める。介助者については、特に出場の資格は設けない。

11. 出場申込み

- (1) 同一者が、形と組手の両方の競技に参加することを認める。
- (2) 出場費は、1種目につき3,000円とする。

現金書留にて出場費・下記の必要書類と出場申込書を添えて
神奈川県空手道連盟事務局 吉本へお送りください。
〒220-0006 神奈川県横浜市西区宮ヶ谷54-2
パークハイム三ツ沢公園502
神奈川県空手道連盟事務局 吉本 秀之
(連絡先) 090-1549-6766 (吉本携帯)

- (4) 所定の申込書・誓約書、身体障害者手帳および療育手帳のコピーを整え、

12. 申込み期限 令和元年 7月9日(火) 必着 締切り日厳守

13. 健康・安全管理

- (1) 大会期間中の傷害保険は、主催者側が参加選手全員に主催者負担で加入手続きをする。
- (2) 出場に際しては、医師の診断を受けるなど、自己の責任において健康と安全に充分留意すること。
- (3) 大会会場においては、応急措置を行うが、症状により救急病院での診察治療も必要となることも考慮し、選手は健康保険証、身体障害者手帳及び療育手帳等、治療に要するものを必ず携行すること。

14. 宿泊等について

- (1) 交通費、宿泊費は自己負担とする。
- (2) 全空連では宿泊等の斡旋は行わない。

15. その他

- (1) ゼッケンは全空連で作成し、各都道府県連盟宛に9月上旬までに送付する。各連盟はゼッケンを査収の上、各選手に確実に配布すること。
- (2) 選手は開会式、表彰式、閉会式には必ず参加すること。

以上

東京武道館 アクセスマップ



○電車をご利用の場合

JR山手線・京浜東北線「西日暮里」駅乗換え
東京メトロ千代田線「綾瀬」駅東口下車徒歩5分（東綾瀬公園内をお通りください。）

○車をご利用の場合

1. 首都高速6号三郷線、加平I.C.から環七通りを東進、加平二丁目の交差点を右折して南進し、武道館北口交差点を左折200m(大型バスは不可)
2. 首都高速中央環状線、千住新橋I.C.から国道4号へ、梅島陸橋を右折、環七を東進、以下、1と同様(大型バスは不可)
3. **大型バスの駐車及び武道館周辺での乗降はできません。**
乗降は467号「武道館前」交差点東方の駐輪場前で行い、バスは都立水元公園駐車場（電話番号：03-3608-5194）へ回送してください。

競 技 区 分 表 (2部門 6分類)

形競技・組手競技 男子・女子個人戦

第1部-1類-1	身体障がい部門	肢体不自由	上肢障がい	10～12歳
第1部-1類-2	身体障がい部門	肢体不自由	上肢障がい	13～15歳
第1部-1類-3	身体障がい部門	肢体不自由	上肢障がい	16～20歳
第1部-1類-4	身体障がい部門	肢体不自由	上肢障がい	21～39歳
第1部-1類-5	身体障がい部門	肢体不自由	上肢障がい	40～65歳
第1部-2類-1	身体障がい部門	肢体不自由	上下肢・体幹障がい	10～12歳
第1部-2類-2	身体障がい部門	肢体不自由	上下肢・体幹障がい	13～15歳
第1部-2類-3	身体障がい部門	肢体不自由	上下肢・体幹障がい	16～20歳
第1部-2類-4	身体障がい部門	肢体不自由	上下肢・体幹障がい	21～39歳
第1部-2類-5	身体障がい部門	肢体不自由	上下肢・体幹障がい	40～65歳
第1部-3類-1	身体障がい部門	車 椅 子		10～12歳
第1部-3類-2	身体障がい部門	車 椅 子		13～15歳
第1部-3類-3	身体障がい部門	車 椅 子		16～20歳
第1部-3類-4	身体障がい部門	車 椅 子		21～39歳
第1部-3類-5	身体障がい部門	車 椅 子		40～65歳
第1部-4類-1	身体障がい部門	視覚障がい		10～12歳
第1部-4類-2	身体障がい部門	視覚障がい		13～15歳
第1部-4類-3	身体障がい部門	視覚障がい		16～20歳
第1部-4類-4	身体障がい部門	視覚障がい		21～39歳
第1部-4類-5	身体障がい部門	視覚障がい		40～65歳
第1部-5類-1	身体障がい部門	聴覚障がい		10～12歳
第1部-5類-2	身体障がい部門	聴覚障がい		13～15歳
第1部-5類-3	身体障がい部門	聴覚障がい		16～20歳
第1部-5類-4	身体障がい部門	聴覚障がい		21～39歳
第1部-5類-5	身体障がい部門	聴覚障がい		40～65歳
第2部-6類-1	知的障がい部門			10～12歳
第2部-6類-2	知的障がい部門			13～15歳
第2部-6類-3	知的障がい部門			16～20歳
第2部-6類-4	知的障がい部門			21～39歳
第2部-6類-5	知的障がい部門			40～65歳

- ※ 形競技については出場年齢区分の上限を設けないこととする。
- ※ 競技区分表については監督・コーチ・介護者のみの参照とすること。
- ※ 障がいの種類等によって区分表と組合せが異なることがあります。

(全日本空手道連盟 HP より抜粋)

第 15 回全日本障がい者空手道競技大会

開催日：2019 年（令和元年）9 月 28 日（土曜日） 会場：東京武道館

出場資格

(1)選手

ア.平成 31 年 4 月 1 日現在、10 歳以上の身体障がい者及び知的障がい者（平成 21 年 4 月 1 日以前に生まれた者）とする。

イ.身体障がい者は身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規程により、身体障害手帳の交付を受けた者。

ウ.知的障がい者は厚生事務次官(昭和 8 年 9 月 27 日厚生省児第 156 号)による療育手帳の交付を受けた者。

エ.各都道府県連盟が認定した者であること。

オ.(公財)全日本空手道連盟会員であること。

※前回大会から、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者)は参加対象から除く。

※今大会から、平成 31 年 4 月 1 日現在で 10 歳未満の者はいかなる場合も出場を認めない。

(2)監督・コーチ(各 1 名)

ア.(公財)全日本空手道連盟会員であること。

イ.公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ 1 (旧 指導員) 以上、又は都道府県審判員以上の資格を有する者。また、「JKF 会員マイページ」に登録していること。

ウ.上記イ.の資格を有してない場合は、介護者であれば監督・コーチを代行することができる(ただし事前に全空連に申し出る義務を有する)。

(3)介護者

選手の出場の際して、介護者を伴うことを認める。介護者については、特に出場の資格は設けない。

出場申込み

(1)同一者が、形と組手の両方の競技に参加することを認める。

(2)出場費は、1 種目につき 3,000 円とする。

令和元年 月 日

公益財団法人 全日本空手道連盟会長
第15回全日本障がい者空手道競技大会長
笹 川 堯 殿

選手氏名 _____ ⑩

保護者 _____ ⑩

▲参加者が未成年の場合は、保護者の署名もお願いします。

第15回全日本障がい者空手道競技大会
出 場 誓 約 書

私は、第15回全日本障がい者空手道競技大会出場選手として、本大会の開催の趣旨を尊重し、下記事項を承知して出場することを誓約いたします。

記

1. 各都道府県を代表する出場選手としての誇りと自覚を持ち、空手道競技のルールにのっとり精一杯競技すること。
2. 本大会への参加は、競技する身体的条件が備わっていると自らが判断した上で決めたもので、身体及び健康面の管理は自己の責任に帰すことを承知して参加すること。
3. 公益財団法人全日本空手道連盟が取材を許可した報道機関の競技大会の撮影及び録音録画、並びにその後の報道等による一般への公開については、受諾の上で参加すること。
4. 公益財団法人全日本空手道連盟が主催又は許可する行事等への参加協力、及び同連盟の発行する機関誌、冊子等への写真の掲載については、受諾の上で参加すること。

以上

裏面に続く

